

第474回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 畠山 喜勝
- (2) 発送年月日 令和3年1月27日(水曜日)

委員会の開催

- (1) 日時 令和3年2月3日(水曜日)
 - 開会 午後2時30分
 - 閉会 午後4時10分
- (2) 場所 行政庁舎9階 第1会議室

議題

審議事項

- (1) かご漁業の制限に関する委員会指示(案)について
- (2) 火光利用敷網漁業の制限措置(案)等について
- (3) 宮城県資源管理方針の変更について

報告事項

福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会の開催延期について

その他

出席委員

会長	畠山 喜勝	委員	鵜飼 信好
会長代理	關 哲夫	〃	高橋 平勝
会長代理	齋藤 吉勝	〃	伊藤 新造
委員	松本 洋一	〃	伊藤 進
〃	赤間 廣志	〃	鈴木 正悦

委員 岩 沼 徳 衛

委員 尾 定 誠

” 島 山 政 則

” 高 橋 源 一

欠席委員

委員 伏 見 眞 司

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

《委員会の概要》

【委員会の成立確認】

○事務局 鈴木次長

皆様お揃いとなりましたので、ただ今から第474回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。本日の委員の出席状況は14名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を島山会長からお願いいたします。

○島山会長

（挨拶）

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

続きまして、水産林政部 石田次長から御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 石田次長

（挨拶）

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布しております資料には、右上に番号を振ってございます。次第と名簿の次に、資料1といたしまして、審議事項（1）「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」、資料3といたしまして、審議事項（3）「宮城県資源管理方針の変更について」、資料4といたしまして、報告事項「福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会の開催延期について」、その他としまして、「小型機船底びき網漁業（ほっきがい・こたまがい貝桁漁業）における資源管理について」、「第45回宮城県水産加工品品評会について」、最後に机上配付資料としまして、

「第40回全国豊かな海づくり大会PRと復興支援への感謝動画について」、以上7種類の資料となっております。御確認をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。畠山会長、議事進行をよろしくをお願いいたします。

○畠山会長

それでは議事に入りますが、その前に、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

3番齋藤会長代理、8番鵜飼委員の2名を本日の議事録署名委員に御指名申し上げます。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしくをお願いいたします。

【 審議事項 】

○畠山会長

審議事項（1）「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生駒事務局長

審議事項（1）「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」を御説明させていただきます。かご漁業は令和元年5月から本委員会への届出漁業に移行いたしまして、委員会指示によって、漁獲実績報告等ルールを定め、操業実態の把握を進めているところでございます。

移行後、最初の操業であった令和元年につきましては、昨年7月と8月に漁獲実績等の報告をこの委員会で報告させていただきました。

本日は、4月から始まります来年度漁期に向けて、発動する委員会指示の案について御審議いただくものとなっております。

詳細につきましては、担当の方から説明させていただきます。

○畠山会長

はい、どうぞ。菅原君。

○事務局 菅原技師

審議事項（1）「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」につきまして御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、1、経緯でございますけれども、本県におけるかご漁業につきましては、これまで自由漁業として営まれておりましたが、近年、漁獲動向の変化等から着業者が増加しており、操業トラブルが散見されるようになったことから制度化が検討され、令和元年5月から海区漁業調整委員会の届出漁業として、操業の実態の把握を進めることとしております。本日につきましては、先ほど課長から御説明ありましたとおり、7月・8月に昨年の漁獲実績を御説明させていただきましたので、今回につきましては、公報に登載する委員会指示内容について御審議いただき、原案どおり決定された場合につきましては、2月中旬に指示を発動するとともに、県公報への掲載

を行う予定と考えてございます。2、委員会指示内容でございますけれども、(1)制限期間については、昨年度と同様で4月1日から翌年3月31日まで、(2)昨年度まで操業期間という形でお出ししておりましたが、今回漁業法改正によりまして知事許可漁業等の項目が操業期間から漁業時期ということになりましたので、こちらに合わせて準用いたしまして漁業時期ということで示させていただきます。そちらにつきましても、4月1日から翌年3月31日まで、(3)操業区域でございますけれども宮城県地先海面、(4)制限内容につきましては、1トン以上20トン未満の漁船を使用してかご漁業を操業しようとする者につきましては、使用漁船ごとに届出をしなければならない。(5)ですが、昨年度につきましては、操業の条件及び制限としてございましたが、こちら先ほどの(2)と同様でございます。漁業法改正によりまして、こちら条件ということになりましたので、こちら条件として示させていただきます。条件の内容でございますけれどもポツから7つございまして、ポツ1操業する際は届出済証を船内に備え付けなければならない。ポツ2そこに定める標識を船体の見やすい場所に表示しなければならない。ポツ3漁業法改正でボンデンの設置の部分でございますけれども、昨年度、漁業法改正で宮城県漁業調整規則が内水面・海面と一本化され新規制定されまして、昨年度は宮城県漁業調整規則の第57条でございましたけれども、こちら第60条となっておりますので、そちらを遵守することとしてございます。ポツの最後といたしまして、漁業時期終了後1か月以内に漁獲成績報告書を提出しなければならない、といった条件を示させていただきます。3、現在発動している委員会指示での届出状況でございますけれども、令和3年1月20日現在で565隻(令和元年度514隻)となっております。50隻ほど増えてございますけれども、こちら各事務所に聞き取りをしたところ、昨年度までは漁業権の中で操業していたけれども、今年度漁業権の外で操業するということが届出の方が増加しているという状況でございます。現在発動している委員会指示でございますけれども、こちらの届出につきましては、着業状況、漁獲実績につきましては、令和2年度漁期終了後、取りまとめの予定と考えてございまして、こちら取りまとめ次第こちらから御報告させていただきます。4、委員会指示の変更点でございますけれども変更点につきましては、漁業法改正による委員会指示内容の項目と漁業調整規則等の条項、日付のみの変更となっております。

続きまして2ページお願いいたします。2ページからは、新旧対照表となっております。変更点でございますけれども、委員会指示の下の部分で昨年度までは、漁業法第67条第1項ということで委員会指示発動してございましたけれども、今回漁業法改正がございまして、条項の変化がございました。今年度につきましては、120条の第1項となっておりますので、120条の第1項の規定によって委員会指示を発動するような状況となっております。下1番、制限期間につきましては、昨年令和2年4月1日から令和3年3月31日まででございましたが、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、続きまして3番、漁業時期先ほど御説明しましたとおり、操業期間が漁業時期に変更となっております。日付は制限期間と同様で、今年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、一番下の5番、操業の条件及び制限としてございましたけれども、こちら条件となっております。

続きまして3ページでございますけれども、3番でございますが漁業調整規則、漁業法改正によって、漁業調整規則が海面・内水面が一本化され、新規制定されたということもご

ざいまして、昨年度は昭和41年となつてございましたけども、今年度につきましては令和2年となつてございます。条項につきましても昨年度は57条となつてございましたが、60条の規定を遵守しなければならないということになつてございます。最後7番、届出者、昨年度だと操業期間終了後1か月以内に漁獲実績報告書を委員会に提出しなければならないとなつてございますけども、操業期間が漁業時期に変更となつてございます。

続きまして、4ページお願いいたします。4ページはかご漁業操業事務取扱要領ということで、第1のかごの制限の昨年度の令和元年とございましたが、令和2年度と変更となつてございます。その他は変更ございません。

次に6ページお願いいたします。6ページから8ページまでにつきましては、今回委員会指示の広報を登載する形となつてございまして、その後、9ページから12ページにつきましては、委員会指示の操業届出書等の様式となつてございまして、最後、13ページにつきましては操業区域図を付けてございます。説明につきましては以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○畠山会長

はい、事務局から説明が終わりましたので、御質問・御意見ございましたら、挙手の上議長の名を得てから御発言お願いいたします。

はい、畠山さんどうぞ。

○畠山委員

届出制にした経緯、トラブルが発生したことによって、届出制にしたということなんですけど、どういうトラブルが発生したかということと、してたのかということと、これをしたことによってトラブルが無くなったのか、どうなのか、その辺、聞かせていただけますか。

○畠山会長

はいどなたですか、答えは。

はい、どうぞ。

○水産業振興課 鈴木技術補佐

かご漁業については、令和元年から届出にしておりまして、それ以前は自由漁業ということで、様々な底びきであったり、そういう漁場と競合して、邪魔だとか、漁具被害が若干見られたとか、そういったトラブルが発生していて、主には中部地区の小型底びきの方からそういった指摘もございまして、県の方で、それぞれのやられてる支所に聞き取り調査を行いながら、制度化に向けて聞き取りを行ってきました。

そういう中で、令和元年から届出してまして、地域によっていろいろルール決めてございますが、現在は大きなトラブルは発生していないと聞いております。

○畠山会長

よろしいですか。

どなたかございますか。はい、關さんどうぞ。

○關会長代理

現在発動している委員会指示での届出状況、3番、令和3年1月20日現在で565隻、令和元年度514隻、その増加した理由っていうのが、漁業権漁場以外で、実施するために増えたというような御説明があったかと思うんですが。

○島山会長

はい、どうぞ。

○事務局 菅原技師

今回かご漁業につきましては、共同漁業権は除くとしてございまして、共同漁業権より外に出る場合は、届出するという委員会指示となっております。先ほど關会長代理の方から話ございましたとおり、共同漁業権より外で操業した場合、昨年度までは共同漁業権の中でやっておりましたけれども、今年度は共同漁業権の中に加えまして、外でも操業されるということで、届出隻数が増加しているというような状況でございます。

○關会長代理

そうすると、漁業をやってよい範囲が、膨大に広がったということですね。

○島山会長

はい、どうぞ。

○事務局 菅原技師

これまで共同漁業権の中で操業されていたんですけども、お聞きしますと、まだこが獲れているということで、そのたこが共同漁業権の外で見られるということで、今回、共同漁業権の外でやりたいという方が、届出しているというような状況と伺っております。

○關会長代理

従って結果として、令和元年度までは、共同漁業権内のみの届出が義務づけられていたのに対して、今度は、共同漁業権以外のほとんど広大な漁場で漁業をする場合、全てに届出の義務が生じたということですね。

○島山会長

はい、補足どうぞ。

○水産業振興課 鈴木技術補佐

この届出については、共同漁業権を除いた区域で操業する場合は、届出が必要ということになっていきますので、これまで共同漁業権の中で操業していた方々が、今年は漁場が共同漁業権の外にも見られるということで、場合によっては操業する可能性があるというよ

うなことで、届出を出しているという状況です。

○關会長代理

よく分かりました。どうもありがとうございました。

○島山会長

その他、ございますか。

なければ、「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」は、原案どおり指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

はい。

○島山会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いいたします。

○島山会長

次に審議事項（２）「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から説明をお願いします。

○水産業振興課 生駒技術参事兼課長

令和２年１２月１日に施行されました改正漁業法において、大臣許可漁業の規定に準じた知事許可漁業の許可手続き等が新たに規定されまして、知事許可漁業においては、海区漁業調整委員会の意見を聴いて定める制限措置等により、許可を規制するものとなりました。

このため、前回の委員会から許可申請の受付を開始する漁業種類ごとに、当該漁業に係る制限措置等を本委員会に諮問させていただいているところでございます。

本日は、漁業法第５８条において準用する同法第４２条第３項及び第５号の規定に基づき、３月末から漁期が始まる火光利用敷網漁業の許可に係る制限措置の内容等について、御審議をいただきたいと考えております。

詳細につきましては、担当から説明をさせていただきます。

○島山会長

はい、本田技術主査どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

資料２を用いまして説明させていただきます。資料２，１枚おめくりください。１ページとしまして漁業法に基づく、県から海区委員会への諮問文書写しでございます。

次のページをお願いいたします。2ページが今回諮問をいたします火光利用敷網漁業の制限措置及び許可又は起業認可を申請すべき期間について案でございます。

一旦、次のページをお願いいたします。3ページが火光利用敷網漁業の許可の基準とし、まして、公示する制限措置の中で許可等をすべき隻数を定めまして、その数を超えて申請受付があった場合に許可すべきものを決める優先順位でございます。こちらも後程説明いたします。

一旦、次のページをお願いいたします。4ページから改正漁業法における事務手続きの制度概要を説明いたします。改正漁業法施行に伴う知事許可漁業の許可等の手続きについてということで、こちらフローを2つ提示してございまして、上のフロー従前の旧法、令和2年12月1日より前のこれまでの手続きにおきましては、漁協を通じまして漁業者から許可の申請を受けまして、県で書類等の審査を経て許可を出すという手続きでございましたが、12月1日以降の改正法施行後にこの四角で少し色塗りされた部分が新たな事務手続きとなりまして、1つは漁業者からの申請受付の前に、制限措置というものを公示することになります。公示の上で申請を受けまして、何隻許可を出しますというその公示枠に対して公示枠を超えた場合に、先ほどの許可の基準と優先順位を決めて、許可を出すという流れが新たに出来まして、海区漁業調整委員会におきましては、この制限措置の公示する中身と許可の基準について、意見を伺うということが漁業法で新たに規定されてございます。

この資料の一番下でございますが、本日御審議いただく事項としまして、1つは公示する制限措置の内容及び申請すべき期間、2つ目は公示枠を超えて申請受付があった場合の許可の基準でございます。

次のページをお願いいたします。5ページでございますが、その制限措置とは何かという部分でございますが、従前の許可の内容というのが漁業種類ごとに許可方針等で定められておまして、それが新たに制限措置という用語で特定の項目が指定されてることになりまして、この表ですくい網漁業の例が示されてございますが、旧法の許可内容としていた項目の一部が新法施行後は、制限措置という用語に変わりますということで、旧法で許可していたものが12月1日以降はこういう形になりますということと11月の海区委員会で御説明させていただいております。

次のページをお願いいたします。横の一覧表、年間スケジュールでございまして、今、宮城県の知事許可漁業の一覧に対して、例年操業時期に合わせて許可を出しているスケジュールに基づいて、海区委員会に諮問をするスケジュール案でございまして、今回におきましては9番火光利用敷網漁業3月25日からの漁業時期に向けて、今回2月の海区委員会で諮問するというものになります。

次のページをお願いいたします。7ページでございますが、今回の火光利用敷網漁業、許可の概要について説明いたします。いわゆるランプ網ということで、春期にいかなご幼魚、こうなごを集魚灯と敷網を用いて行う春漁の重要な1つであるということで、漁業調整の経緯としましては、今、公文で確認出来ている記録でございますが、昭和26年以前から操業がありまして26年の漁業調整規則により、漁船の総トン数等を規定し、28年にはいかなご集魚灯漁業調整要綱というのを制定する等、昭和20年代から許可制度が設けられておまして、その後大きなトピックとしまして、平成元年に沿岸小型漁船と沖合

底びき網漁船とのめろうど漁を巡る漁場紛争が発生しまして、翌平成2年に双方で操業調整に関する覚書というのを締結しまして、火光利用敷網漁業等の操業期間の短縮ですとか、漁獲量上限等を覚書の中で定めるとともに、沖合底びき網漁業は、いかなご、いさだを対象とする漁獲は行わないといったような内容の覚書を締結しています。その後、平成13年以降漁模様に応じて、その覚書で定めた操業期間について、沿岸側から前倒しや延長等の要望を沖合側に出して協議することで、調整をしてきているというところでございます。

次に水揚げ状況でございますが、この棒グラフが漁獲量ということで昭和62年には3万トンを超える漁獲量があった中で、その後、1万トンを切る時期が続いた後、特に震災後は当時と比べると非常に激減しておりまして、特にここ数年はゼロに近いという漁獲量が続いております。資源の状況としましては、生活史として夏場になると砂に潜って夏眠し、冬場になると仙台湾砂礫域等で成熟・産卵しますが、特に資源状況については、全国的にも非常に減少しており、本県においても悪化が顕著であるというところでございます。

次、裏面の8ページをお願いいたします。そういった状況におきまして漁業者による自主管理というところで、県小型漁船漁業部会ランプ網漁業委員会という組織がございまして、その中で、持続的利用のために毎漁期自主調整方針というのを漁期前に議論をしまして、操業期間、操業区域ですとか漁獲量上限等をきめ細かなルールを定めて操業している状況でございます。

5番の許可の概要でございますが、こちらは従前の許可方針で定めているものでございまして、対象魚種としては、いかなごとしておりまして、操業区域としては、この①②に掲げる区域を除く宮城県沖合海面ということで、この基点の内容としては志津川湾と雄勝湾の部分が除かれているというところでございます。漁業時期としましては3月25日から6月15日まで、船舶の総トン数は20トン未満、許可の条件として、小型定置や養殖施設の敷設位置から距離を空けた操業禁止、集魚灯の電気の設備の能力の制限といったようなことが定められてございます。

次のページ、9ページをお願いいたします。許可の対象ということで許可の考え方でございますが、前回御審議いただいたいさだ漁、おきあみ1そうびきで適用している3中2に基づく考え方ということで、過去の適正に操業した実績のあるものを優先して許可を出すという考え方でございまして、震災後、平成29年漁期より平成22年漁期の許可数を上限としてその8割を運用枠として設定しているというものでして、この(2)のところに表がございまして、平成22年は189件ございまして、その8割151件を運用枠としておりますと、直近のその後の許可件数としてはこちらに記載のとおりで130前後で推移しているところでございまして、3中2の考え方として、過去3年間のうち延べ2年以上適正操業したものを許可の対象者として、取り扱うというような考えをベースに運用しているというところでございます。

最後の裏面の10ページにつきましては、許可方針の改正案ということで、改正法に伴う一部用語等の修正ということになります。

2ページにお戻りをお願いいたします。ここまでが許可の概要と改正漁業法の制度等の概要でございまして、2ページがその具体的な公示する内容の案でございまして、(1)がその制限措置の内容ということで、今説明いたしました許可の方針に基づく漁業時期、船舶の総トン数等になってございます。許可等すべき船舶等の数ということで、126隻とし

てございますが、漁業者組織により自主操業ルールにより管理している漁協に今漁期の許可申請予定隻数の照会をいたしまして、それに基づく隻数ということになります。(2)として許可等を申請すべき期間ということで、2月10日から3月10日までという形としてございます。

最後に3ページの方をお願いいたします。こちらは許可の基準でございまして、先ほど概要の中で許可の考え方の部分説明いたしましたが、内容は前回のいさだ漁と同じでございまして、3中2の実績がある人を優先するという適正に操業した実績を有するものというのを(1)の優先順位1位としてございまして、そこから外れた者については(2)に回ります。さらに(3)として新規に許可を希望する者のうち、優先順位を定めるということで漁業後継者ですとか、漁業後継者を有する者、それから漁業従事者が自立する場合等を優先しておりまして、さらに漁業を営む種類によって優先順位を設定しているものでして、こちらについては平成28年の海区委員会で協議をして定めたルールということで、29年漁期以降運用している内容でございます。

資料の説明につきましては以上となります。

○島山会長

はいありがとうございます。

今の説明に対して何か御質問・御意見ございますか。

はい、どうぞ。

○赤間委員

去年、かなり漁模様悪かったんだけど、今漁期の資源の状況ってのは、センターの方では把握してますか。

○島山会長

はい、千田さんどうぞ。

○水産技術総合センター 千田所長

1月26日、先週ですけれども、牡鹿半島近辺の調査をしました。その結果新聞等にも載りましたが、平均22尾と昨年4.27尾、一昨年1尾に比較して結構多く獲れます。平均体長も非常に大きくて、昨年より倍の大きさということで、期待が持てるどころかなと思います。一番は仙台湾がどうかということなので、来週にも調査したいと思っています。

○島山会長

はい、ありがとうございます。良いですか。

その他どなたかありますか。はい、どうぞ。

○鵜飼委員

先ほどの御説明の中で、許可または起業の認可をすべき船舶等の数12.6隻というのが

ございました。この考え方といいたしうか、それはどういったところから126隻と
いうのが出てきたのかについてお伺いしたいと思ひます。さっきちらっと聞いたのは、申
請しようかなと考へている、そういう数というよな、ちらっとそういうふうに向ったん
ですが、この数というのはそういう考へ方によろしいんですかという趣旨の質問でござ
います。

○島山会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

これまでの従前の手続きですと、各水産漁港部を通じて各支所にですね、その年の新規
の許可の希望者を、照会をかけて、その適格性等の確認をしてございます。あわせて、県
の方で3中2の実績を確認しまして、この優先順位のどこに適用するかというのを確認して
います。

その上で今回につきましては、今漁期で操業を予定する、許可申請を行う予定の数をす
べて確認をして、それを各地区ごとに出した数字をまとめたということになります。

○島山会長

はい、どうぞ。

○鵜飼委員

例えば、今まで操業していた中で、3中2に該当するのは126隻だから126隻なん
だろうと、例えばですよ。事前に適正と思われる数を、公示をするというのが筋ではない
のかなというふうに向うんです。

それがなくて、先ほどの説明だと希望者何人いるから何隻だよというふうな考へ方にな
るわけだよな。そういう制度的にはそういうものではないんじゃないかと思うんですが、
いかがなんでしょうか。

○水産業振興課 本田技術主査

その部分につきましては、この新たな法改正の新制度の中で、調整してる部分でござ
いますが、特にこの火光利用敷網漁業につきましては、県小型漁船漁業部会、ランプ網委員
会の方で、過去からその自主調整方針を決めて、漁場の調整管理を行ってござ
いますので、そういった点で、要は誰でも12月1日以降、許可を出すということにすると、漁場の秩
序維持という点と資源管理という点で、維持出来なくなるというところで、従前の29年
に決めた手順に従って、まずは漁業者組織主体の管理を踏まえた手続きということで考へ
てます。

○島山会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 須藤技術補佐

この制限措置の隻数の考え方についてはまさに鵜飼委員おっしゃるとおり、資源なり、漁業経営なりを考慮して、適正な漁業の規模を想定した上で、隻数を公示するっていうのが法律の趣旨だと我々も認識しています。

ただ、今担当からもあったとおり、ランプ網非常に最近資源状況も悪い中で、過去長い経緯で業界間で、ルールを作ってやってきて今に至ってるという中で、今運用枠151隻ということで震災前の8割という数字を目安として、そういう隻数がある中で、今現在の隻数が本当に資源なり、漁業経営を考えた時に適正かってのは、なかなか今現在見いだせない、かなり難しい状況であると。こうなご自体資源変動も非常に大きい魚種ですし、西の方では伊勢湾等は、複数年も禁漁というかなり厳しい措置をとっているにもかかわらず資源戻らないと。そういった中で、本県としては、現在128隻が実績ありということで動いてる中で、おっしゃるとおり、本来であれば128隻が多過ぎますよねと、今の資源状況であれば、適正な隻数は何隻ですとあらかじめ考えた上で、公示すべき隻数を設定すべきだと思うんですけども、なかなかまだその作業が追いついていないというのが正直なところです。

今後、このルールに乗っかってやっていかざるを得ない中で、今までの流れを踏まえた隻数を設定して、それによって今後の漁獲・資源を勘案しながら、適正な運用枠、公示隻数を今後設定していきたいというふうに考えてるところです。

○島山会長

はい、鵜飼委員どうぞ。

○鵜飼委員

そういうお考えが背景にあったのであれば、分かりました。理解いたしました。ありがとうございます。

○島山会長

後どなたかございますか。

はい、どうぞ。高橋委員。

○高橋（平）委員

資料の8ページなんですけども、5番の許可の概要で、操業区域これ2つほど、次に掲げる区域を除くとなってますが、この区域を除く理由を教えてください。

○島山会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

こちらにつきましては、今回許可の経過を調べるに当たって、過去の記録を全て確認したのですが、冒頭、7ページにございますが、最初の経緯、昭和28年にいかなご集魚灯漁

業調整要綱というのが制定されまして、その時にすでにここを禁止となっているのですが、その時の議論の記録としてあったのが、その当時は操業区域をその地域ごとに6海域に細分化した許可となっておりまして、海区の議論の中でもその1か所に集中操業するのを排除するために、その地区ごとに分けて、船びきとランプと定置等の調整をした上で設定をしたという経緯がございまして、正確な記録は残ってなかったのですが、その地先の調整によって実現しなかったというようなことが考えられています。

○高橋（平）委員

見直しを行ってないってことなわけですね。

○水産業振興課 本田技術主査

はい。

○高橋（平）委員

それはそれでわかりました。

○畠山会長

その他ございますか。

はい、どうぞ。關会長代理。

○關会長代理

先ほど、鵜飼委員が説明いただいた内容で実際の操業が今後持続的に続くのか、それとも資源がどうなのかという事情に合わせて今後検討するとなると制限事項等の制定は1年後にとか何年かごとに委員会に諮問するという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○畠山会長

それでいいんですか。

○水産業振興課 本田技術主査

はい、許可の申請の都度になりますので、許可の有効期間が1年ですのでこの漁業については、毎年御審議いただきます。

○關会長代理

了解いたしました。

○畠山会長

その他、ございますか。

なければ、「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

はい。

○畠山会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和3年1月29日付け水振第927号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨を答申することといたします。

○畠山会長

次に審議事項(3)「宮城県資源管理方針の変更について」を上程いたします。県から説明お願いいたします。

○水産業基盤整備課 長谷川課長

資源管理につきましては、改正漁業法では新たな資源管理システムが構築をされておきまして、法律に基づいて国が資源管理基本方針というのを定めまして、資源管理の目標や漁獲可能量の設定、あるいは各都道府県に対する漁獲可能量の配分をすることになっております。

一方で、各都道府県においてもそれぞれ資源管理方針を定める必要がありましたので、本県におきましては、この改正漁業法に添いまして、昨年11月の海区委員会で御審議をいただいた上で、県の資源管理方針を作成いたしております。

また、これまで令和3管理年度の漁獲可能量としまして、先般御審議いただきましたが、さんま、まあじ、まいわし、この3種類につきましては、漁獲割当の通知が来ておりましたが、今回はこれらに加えまして、くろまぐろの第7管理期間における数量の割当、さらにすけとうだらとするめいかの2つの魚種につきまして、新たに国から資源管理量が示されたところでございます。この中のくろまぐろにつきましては、これまでも御説明を申し上げてるんですが、大型魚・小型魚それぞれともに明確な数量割当がきております。

一方、するめいかとすけとうだらにつきましては、これまでは若干という表記でなっておりましたが、今回も前回御審議いただいたさんまとかまあじと同様に、現行水準という形で国からの割当が来ております。これらに合わせまして、それぞれの魚種につきまして、資源管理方針案を県として定めております。

今回は、国からの数量割当に基づきます漁獲可能量の設定とこの割当を受けた魚種ごとに県の管理方針を定めまして、この内容につきまして御審議をいただきたいというふうに考えております。

詳細につきましては担当の方から御説明を申し上げます。

○畠山会長

はい、どうぞ。

○水産業基盤整備課 渡邊主任主査

お手元、資料3でございますけれども、1枚おめくりいただきますと、今回、宮城県資源

管理方針の変更についてということで諮問させていただいてございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、宮城県資源管理方針の変更についてということでお示しさせていただいてございます。今回の変更の理由でございますけれども、昨年もこの委員会で御審議いただきまして、令和2年12月1日に宮城県資源管理方針定めさせていただいてございますが、こちら本文と他に別紙、魚種ごとに定めるものがございまして、今回、まだ未作成分の2魚種を追加すると、この必要が生じたというものが1つございます。また、今1つといたしましては令和3管理年度、今回は4月から3月管理分になるのですけれども、こちら4魚種について知事管理の漁獲可能量を定めるものということでございます。下の2ポツ策定内容の方を御覧ください。(1)宮城県資源管理方針の別紙といたしまして、すけとうだら太平洋系群及びするめいか、こちらを今回新たに追加するというものでございます。(2)令和3管理年度、4月から3月ですけれども、新たな4魚種といたしましてくろまぐろ小型魚52.9トン、くろまぐろ大型魚20.5トンと明確な数量が示されてございます。また、すけとうだら太平洋系群及びするめいかにつきましては現行水準というふうな示され方がきて現在に至るところでございます。前回資源管理方針につきましては、御審議いただいてから少し時間経っておりますので、ちょっと内容確認しながら今回、今現状どこにいるのか、そして今回何を追加してどういう配分になったのか。こちら説明させていただきたいと思います。お隣3ページ目御覧いただいてよろしいでしょうか。

○島山会長

いいよ、これ。

○水産業基盤整備課 渡邊主任主査

これよろしいですか。はい分かりました。

○島山会長

何回も同じ増えたり減ったり、くろまぐろというのは、そんなに増えたり減ったりしないんだから。

○水産業基盤整備課 渡邊主任主査

はい、わかりました。では、3ページ飛ばさせていただきまして、現在資源管理方針ですけれども、この後の資料といたしまして、4ページから15ページ、こちらにですね、資源管理方針の方、現在策定されてるものと今回追加するものをお示ししてございます。4ページ目から7ページにつきましては本文というふうな形でどういった形で検討して管理していくかという方向性が示されてございまして、そのあと8ページ、9ページがまいわしで、10ページにまあじ、11ページにさんま、12ページにくろまぐろの小型魚、13ページにくろまぐろの大型魚という形で、前回まで御審議いただきまして現在公表している内容になってございます。今回御審議いただきたいのはその次の14ページと15ページ目になるのでございますけれども、こちら御覧いただいてよろしいでしょうか。まず14ページですけれども、すけとうだらの太平洋系群について管理方策を1枚ものとしてまと

めてございます。先のまいわしですとか、あじとかさんま等と同じように水産庁の基本的な方向性を示した全5条の雛形に則りまして、本県の状況を記して管理方策として示したものでございます。第1が特定水産資源として名称すけとうだらです。第2といたしまして、知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等といたしまして、構成する要素としての水域、対象漁業、漁獲可能期間が記されてございます。(2)漁獲可能量の管理の手法等といたしまして、漁獲を翌月10日まで報告するという事を記されてございます。その下第3ですけれども、知事漁獲可能量、こちらについては全て宮城県すけとうだら漁業に配分するという内容。第4といたしまして、漁獲可能量、量的なもの以外の方法といたしまして漁獲努力量が記されてございます。こちらの宮城県におけるすけとうだら漁獲上位の2漁法定置網漁業と小型底びき網漁業、いわゆる板びきですけれども、こちら2漁法示されてございましてそれぞれ操業日数が述べられて記載されてございます。その他の管理事項は特になしとしてございまして、こちらの中で進めていくというものです。ちなみに定置漁業ですけれども操業日数330日。こちら先のいわしとかと同様ですけれども、年間30日休漁してる資源管理計画に則っているものっていうところを基にしております。また、小型底びき網漁業につきまして年間の調整規則におきまして2か月休漁でございますのでそれを基にしております、中身としては現状水準を維持するといった内容のものになってございます。お隣15ページ御覧ください。こちらはするめいかについてでございます。こちらを作りといたしましては今御説明差し上げましたすけとうだらと同様でして、全5条からなっております、それぞれ記載されてございます。このうち第4の漁獲努力量につきましては同様に、するめいか漁獲第1の小型底びき網漁業、第2の定置網漁業、それぞれについて漁獲努力量を定めたというところでございます。ただ今ご説明差し上げました14ページ、15ページ、これが資源管理方針としての方向性ですけれども、これを受けまして実際宮城県の数量はどうなるか、それをお示ししたのがそのあと、16ページ以降になります。16ページ御覧ください。水産庁から示されております今年1年間の4月から3月の管理数量の目標ということで、すけとうだら、するめいかともに「現行水準」と示されてございます。先ほど課長からお話ありましたように、昔の「若干」に相当するものでして、この表におきましては一応裏数字という形で、事務方もしくはこの中だけのものになりますけれども、表には出ないのですけれども、すけとうだらとしては大体374トン、するめいかにつきましては100トン未満が1つ目安だよという数値も一応頂いているところでございます。参考といたしまして、1枚おめくりいただきまして、18ページ御覧いただいてよろしいでしょうか。すけとうだら及びするめいかのTACにおけます全国のシェア、表全部で4つございますが、表の真ん中から左側と、あと表の真ん中から右側につきましては、すけとうだらとするめいかのそれぞれの宮城県における割合を参考として示してございます。すけとうだら、するめいかともに今公表されてるのが令和元年度の資源評価になるのですけれども、ともに低位の減少傾向にあるということでこういった状況でございますが、引き続き漁獲努力量を県としても、現状維持しながら、それに見合った漁獲を続けていくといった形を、参考としてお示ししてございます。まず、すけとうだらとするめいかにつきましては、以上でございます。

続きまして19ページ御覧いただいてよろしいでしょうか。19ページ以降、くろまぐろ、今のすけとうだら、するめいかと違いまして数量で厳格に管理するよということ

で数量明示がなされてございます。くろまぐろにつきましては、小型魚52.9トン、大型魚25.5トンとなっております。実はこの量、昨年配分の当初と全く同じ数値でもございます。1枚おめくりいただいてよろしいでしょうか。20ページには今年度の今時点での状況ということで、漁獲量を整理したものの最新版をお示ししてございます。ただ、大型魚と小型魚それぞれ定置漁業と漁船漁業に宮城県としては管理してございまして、それぞれ枠を定めて設定して漁獲努力に努めているところでございます。小型魚の定置漁業につきましては9割近くの漁獲までいっておりますが、それ以外の漁業については概ね5割前後というところで留まっております。現在県の方では定置漁業、漁船漁業におきましては、かじきと流し網及びはえ縄いずれにおきましても協定制で協定を結ばせていただいております。漁業者の協力のもと個別管理というかなり厳格な管理措置を作っております。それが反映された形で遵守されているところでございます。こちらの今年度につきましては、3月まで残り2か月資源を守りながら引き続き獲れるところは獲りながら、産業としていけるところまで整理していきたいなというところで進めているところでございますが、こちらとしては現状として参考にお示ししてございます。1枚おめくりいただきまして22ページ、御覧いただいてよろしいでしょうか。22ページには、この後4月以降の管理の方向性ということでお示ししてございます。先ほど申し上げましたように今年度の管理、小型魚52.9トン、大型魚20.5トンでございますが、令和2年度第6管理期間、今年度の当初と同じ割当量ということで、これをもとに小型魚、大型魚ともに定置漁業、漁船漁業で分けていくという形で、下のような図の終わり方それぞれ漁獲実績に応じたもの、あるいは県の留保分それぞれ定めてございまして、こちらの方漁業者の現場説明を踏まえまして承諾いただいて、現在考えの形で進めたいと考えているところでございます。全体としてはこのような形になりますが、資料最初の方お戻りいただきまして、2ページ、御覧いただいてよろしいでしょうか。策定経過と今後の予定について、最後に御説明させていただきます。ただいま御説明の内容ですけれども、くろまぐろにつきましては12月24日、すけとうだらとするめいかにつきましては1月26日に水産庁から確定の数値として通知がございました。その後、2月1日にくろまぐろにつきましては3協定の皆様現場で会長、あるいは漁業協同組合支所さん担当のもと、御説明いただきまして方向性を確認したところでございます。その後、2月2日こちらは資源管理方針の別紙の方でございますけれども、水産庁の確認をいただきまして2月3日、本日御審議いただいております。今後ですけれども、御審議・御了承いただければ、2月8日には農林水産大臣宛て承認申請いたしまして、その後、今月末には承認通知を大臣からいただきたいと考えております。その後、3月1日をもって公表という流れを考えてございますので、このような形につきまして、考えているところでございます。私からの説明は以上になります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○畠山会長

担当から説明ありましたが何か御質問、御意見ございますか。

はい、どうぞ。

○鵜飼委員

以前お伺いしたことあるのかもしれませんが、どうもいまいち現行水準という考え方がよくわからないので、現行水準はいいとしても、基本シェアという考え方ってどういうことなんでしょうか。

○水産業基盤整備課 渡邊主任主査

この基本シェアは、大臣管理も知事管理も含めてですけれども、全国の漁獲に対して、宮城県のそれぞれ対象分がどれだけの割合を占めるかというふうな形でございまして、単純には単年度の数量にもなるんですが、基本水産庁では計算式をお持ちでして、過去3か年の経過をもとに、その中で平均値から割り出しているという流れで示されてございます。

○畠山会長

はい、どうぞ。

○鵜飼委員

基本シェアについては理解しました。現行水準の場合の目安となる数量が374トンだということですね。おそらくこの目には見えないけど、裏の数字としての374トンを目安にして管理をしていくよ、ということになるんでしょうけども、実際の漁獲の管理の作業というのは、数量を最高水準の目標というか、そういう数値にして、これの何割ぐらいに達したからもうちょっと控えなければならぬとか、そんなような管理というのをやっていくということになるんでしょうか。

○水産業基盤整備課 渡邊主任主査

今回、漁業法が改正されまして、水産庁としては、基本的には数量管理をしたいというところがございます。本来であれば、委員がおっしゃられたように、この数値を目標にしていくっていうのがあるのですが、今回表に出るのは、現行水準という言葉でして、これとしては漁獲努力量や、操業日数ですとか（漁業種類のまずはそちら）をベースにしながら、これを超えないように、この程度に収まるようにというふうな曖昧な表現にはなってしまうのですが、そういったニュアンスを含んだ意味での現行水準っていう表記になってございます。

○鵜飼委員

はい、わかりました。どうもありがとうございました。

○畠山会長

はい、どうぞ。畠山委員。

○畠山委員

今年初の試みでさんま不漁に対する救済策ということで、まいわしの棒受け網

解禁した訳ですけども、結果はどうだったんでしょう。

○畠山会長

はい、これについてどなた。はい、どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

まいわし採捕につきましては、令和2年12月1日から令和3年2月末までの採捕期間として、特別採捕許可でやっております、その期間の間、30日間という許可を出しております、最新の状況で、2月1日水揚げまでで、16回水揚げをしております、合計で2,108トンの水揚げがございます。隻数としては、(延べで)14隻が出漁しているという状況でございます。途中経過でございます、改めてこれ全て終わったら次回以降報告いたします。

○畠山会長

良い方なの、悪い方なの。

○水産業振興課 本田技術主査

岩手県の状況を少し伺いますと、昨年と比べると半分以下ということなんですが、ただ、数量としましては2,100トンで金額としては1億を超えてございますので、1隻の平均にすれば大体80万円/日ぐらいの金額にはなっておりますので、当初の趣旨からするとさんまの不漁の経営の一助にはなっていると考えてございます。

○畠山委員

今後、定置とか競合する部分に対する影響とかが、1年やっただけで出てくるものですか。

○畠山会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

影響評価はなかなか難しいとは思いますが、そのあたり1年間様々な反対や懸念の御意見をいただいた中で、ひとまず操業期間と区域をかなり限定して、沖合水深130m以深でやってみるということで、定置の関係者の方とも調整をしておりますので、今回の結果を見て、また、関係漁業者の方々と意見交換をして来漁期以降の検討していくという予定でございます。

○畠山委員

次年度を継続して許可出すかどうかというのは、今後の話し合いなんですか。

○水産業振興課 本田技術主査

はい。そういう形になります。

○島山委員

はい、わかりました。どうもありがとうございます。

○島山会長

さんまが良くなれば良いんだけどね。(さんま) このままの状況だと中々(あんま) 大変だ(から), 大変だからといって他の漁業脅かす行動取っては駄目だと思うのね。それなら調整してやらざるを得ないのかなと思う。

何か御意見, 御希望ございますか。

なければ, 「宮城県資源管理方針の変更について」は, 県から諮問のあったとおり, 原案どおりで差し支えない旨, 答申することに御異議ございませんか。

○各委員

はい。

○島山会長

ありがとうございます。異議なしと認め, 令和3年2月2日付け水整第439号により諮問のあったこのことについては, 原案どおりで差し支えない旨を答申することといたします。

-----審議事項終了-----

【 報告事項 】

○島山会長

報告事項「福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会の開催延期について」を上程いたします。事務局から説明お願いいたします。

○事務局 村上主事

今月, 福島・宮城両県海区漁業調整員交流会を開催予定だったんですけども, 1枚おめくりいただきまして, 1ページ目の2番, 新型コロナウイルス感染症が収束しないというところで, 福島海区事務局の方と協議を重ねて, 今年度はあくまで延期としまして, 新型コロナウイルス感染症の収束状況を見定めながら4月以降に宮城県で開催することといたしました。それに伴いまして, 今年度は福島・宮城両県海区委員会を延期して, 次年度宮城を開催地として実施する予定でございます。3番として, 今後の予定でございますが, 今年度は延期, 令和3年度宮城開催, 令和4年度福島開催の予定で検討しているところでございます。具体的な日程や詳細につきましては, 事務局間の方で調整させていただきたいと思っております。

2ページ目, 3ページ目及び4ページ目につきましては前回, お付けしました資料と変わりませんので, こちら説明の方は省略させていただきますので, お時間のある時に御覧

いただければと思います。以上で報告を終了いたします。

○畠山会長

これに関して質問ございますか。

○畠山会長

なければ、「福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会の開催延期について」は、これまでとします。

-----報告事項終了-----

【その他】

○畠山会長

その他に移ります。

県の方から何かございますか。

はい、どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

お手元の資料4の次の資料をお願いいたします。小型機船底びき網漁業（ほっきがい・こたまがい貝桁漁業）における資源管理についてという資料でございまして、前回の審議事項におきまして、御指摘・御質問いただきました内容につきまして、報告をさせていただきます。資料の上の四角の部分でございますが、前回少し質疑の中で口頭で説明した部分でございますが、そもそも、このほっきがい・こたまがい貝桁漁業の許可の経緯でございますが、昭和26年に漁業調整規則制定時に、産卵期の母貝保護ということで、禁止期間5月から6月というものが定められていたのがずっと残っていた中で、昭和58年から貝桁の特別採捕許可による資源調査というのをずっと続けておりました。その中で平成21年に新たな科学的知見ということで、地域ごとに産卵時期が異なるとか、資源管理上、重要な期間はその母貝管理よりも産卵以後の6か月の稚貝の管理であるというようなことが分かってきました。それから58年以降続けてきた資源調査の中で、漁業者自らによる資源管理体制が出来つつあるというような部分を踏まえまして、平成21年に規則改正で禁止期間の削除がされまして、合わせて翌22年に知事許可漁業へ移行した、その中で産卵母貝の保護よりも着底後6か月間の稚貝の保護のための資源管理へという方向性となっております。前回の御指摘の部分では、今回の許可の漁業がその地区の産卵時期がいつで、どのように合理的な資源管理がされているかという部分でございますが、産卵時期につきましては、これは規則改正の際の根拠データになりますが、この表の四角でくくっている部分でございまして、この磯部というのは福島県の相馬の付近でございまして、仙南4地区の産卵時期は4月中旬から5月上旬頃だというふうに知見がございまして、石巻湾、矢本、鳴瀬支所においては5月中旬から6月中旬ごろであるという知見が示されました。

次のページをお願いいたします。次のページからが実際の資源管理体制とその後の推移でございます。当該許可の地区ですが、県漁協の鳴瀬支所、矢本支所、仙南支所（亘理）でございますが、石巻湾の鳴瀬支所、矢本支所につきましては、5月・6月を操業期間としてございまして、産卵期は5月中旬から6月中旬とされておりますが、7月以降操業を禁止するという形となっております。亘理におきましては、2月から4月までの操業期間、産卵期が4月中旬から5月中旬とされてございまして、5月以降の操業を禁止という形で管理されております。実際の各支所の資源管理体制ということで、漁協で操業管理規程を定めて、漁期前に県と事前協議をしております。内容としてこの表のとおりでございますが、許可の操業期間のうち操業日数を決めたり、操業隻数、漁獲量上限、殻長制限、漁具の制限等、こういった具体的な事項を定めた自主管理をしております。

3ページをお願いいたします。3ページから1枚ずつ実際の各支所の成績ということでございます。グラフで説明いたしますと、鳴瀬支所でございますが、まず許可隻数としてはずっと2件で推移してございます。2件の漁獲実績総量として、ここはほぼほっきがいのみで、棒グラフで大体55トン以上ぐらいで推移をしていて、金額として令和2年ですと400万ちょいというところになります。それを1隻当たりにしたのが③のグラフでございます。資源利用の状況としては④のグラフでございまして、1操業当たりの漁獲実績ということで、ほっきがいでございますけれども、1操業日当たりの漁獲量ということで27年以降、保護、維持、向上している結果となっております。裏面をお願いします。同じような内容でございまして、矢本支所でございますが、許可隻数としては直近では4件ということで増加しているように見えますが、単位として非常に低い数値でございます。④のグラフとして1操業当たりの漁獲実績ということで、概ね維持増加傾向にあると、1日当たり大体250以下ぐらいという形となっております。

最後に5ページでございますが、仙南支所（亘理）ということで、直近ですと令和元年度7件の許可に対して実際の操業は3件ということになってございまして、漁獲の実績としては27年までこたまがいがありますけれども、27、28ぐらい以降ほぼなくなっているところでございますが、実態を確認しますと24年当初はこたまがい専門でやっていた人が今はもうやってる人がいないというところと、③のグラフを見ていただきますと、漁獲量R1のところできく減っているんですが、しらうおの漁をしていて、そちらの単価がよくて、この時期この年は特に単価が悪かったので操業しなかったと聞いてございます。こちらの支所につきましても④の部分で見ますと1操業当たりの漁獲量ということでは概ね維持しているような結果となっております。説明については以上になります。

○畠山会長

これについて御質問・御意見ございますか。

なければ「第45回宮城県水産加工品品評会について」どうぞ。

○水産業振興課 川端主幹

本県の水産加工業の振興を図るため、第45回目となります宮城県水産加工品品評会を、先月1月26日火曜日、石巻市の水産総合振興センターの方で開催いたしました。コロナ禍ではあったんですが、感染予防対策を講じた上で、実施したところでございます。県内

で44社、1高校から110品の出品がございました。栄えある農林水産大臣賞につきましては、石巻の株式会社ヤマナカ様が出品されましたOYSTER PATEが選出されたところでございます。宮城県産のかきに秋保醸造所の白ワイン、蔵王山麓バターなどを主原料を宮城県産にこだわって仕上げた贅沢な牡蠣のパテというふうになってございます。その他、水産庁長官賞3品、宮城県知事賞3品など計20品が受賞したところでございます。主な知事賞までを参考に写真の方に掲載してございますので、御確認していただければと思います。

受賞品につきましては、今月2月17日にJR仙台駅の方で水産の日祭りを行いまして、販売もする予定になっております。簡単ですが以上になります。

○畠山会長

はい、ありがとうございます。

次に、事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 鈴木次長

事務局から次回の委員会の開催日時について御連絡させていただきます。

今回は3月22日（月）午後2時30分から、場所は県庁11階第2会議室で開催予定であります。

事務局からは以上です。

○畠山会長

以上で全て終了いたしました。本日はありがとうございました。

○事務局 鈴木次長

以上で終了いたします。本日はありがとうございました。

— 終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について
- (2) 火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について
- (3) 宮城県資源管理方針の変更について

報告事項

福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会の開催延期について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長 島 小 嘉 暎

署名委員 齋 藤 吉 勝

署名委員 鷺 飼 信 好

書 記 菅 原 幹 太